

# 駿府城公園施設利用料金免除申請書

【東御門・巽櫓、坤櫓、紅葉山庭園（茶室を除く）】

指定管理者あて

令和3年静岡市告示第181号の基準に基づき、利用料金の免除を申請します。

免除区分

- ① 1(1)イ (小・中学校、保育所、認定こども園等の利用)
- ② 1(2) (上記行事の下見)
- ③ 1(3) (視察)
- ④ 1(4)① (児童福祉施設、保護施設、老人福祉施設、障害者支援施設の利用)
- ⑤ 1(4)② (上記行事の下見)
- ⑥ 1(4)③ (報道又は取材目的の利用)
- ⑦ 1(4)④ (旅行業者の業務での利用)
- ⑧ 1(4)⑤ (市又は指定管理者の事業のために必要と認められる範囲の利用)

入場年月日・時刻	令和 年 月 日	時 分
名称等		
所在地		
責任者(引率者)		
連絡先電話番号		

入場者内訳

	確認数	備考
大人	人	
小人	人	
計	人	